

第三セクター等経営健全化方針の策定状況に関する調査（概要）

- 総務省では、各地方公共団体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）により、要請しています。特に、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「経営健全化方針策定通知」という。）により、「財政的なリスクが一定の要件に該当する第三セクター等」（※）と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請しています。
 - このたび、その平成 31 年 3 月 31 日時点における経営健全化方針の策定状況を調査し、その結果を別紙 1 及び別紙 2 のとおりとりまとめましたので、公表します。
 - 本調査結果を受け、本日、各地方公共団体に対し、引き続き、経営健全化方針の策定と取組状況の公表を促す通知を発出しました。
- ※ 当該地方公共団体の出資割合が 25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償等（損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けをいう。）を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、別紙 1 の（参考）の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人